

令和8年4月1日から就任いただく農業委員及び農地利用最適化推進委員（各1名）の募集を行います。

都城市農業委員会は、委員の辞職に伴って下記の通り五十市地区の農業委員1名及び農地利用最適化推進委員1名の募集を行います。

農業に対する見識があり、熱意を持って、農地利用の最適化の推進等に取り組み、農業委員会の業務を適切に遂行できる方の推薦あるいは応募をお待ちします。

推薦、公募等の内容・方法は下記のとおりです。

1 委員の業務は（両委員とも非常勤）

＜農業委員＞

毎月の総会決議等の意思決定機関としての役目を果たすとともに、農地利用最適化推進委員と連携して現場業務も行う。

＜農地利用最適化推進委員＞

毎月の農地法申請に伴う現地調査・報告、あっせん、相談や農地パトロール等の現場業務の全般

※ 農業委員と農地利用最適化推進委員は連携して、農地利用の最適化のため、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規参入の促進等に努めなければなりません。

2 推薦・公募の期間は

両委員とも、令和7年12月1日（月）～12月24日（水）

3 委員の任期は

両委員とも、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 担当地区及び募集人員は

農業委員 五十市地区1名

農地利用最適化推進委員 五十市地区1名

5 委員の報酬は

両委員とも、月62,000円

6 推薦書・応募書の提出は

該当する次の様式に必要事項を記載のうえ、市農業委員会事務局へ持参もしくは郵送してください。最終日の午後5時15分までに必着。

## ・農業委員

推薦書（様式第1号） 又は 応募書（様式第2号）

## ・農地利用最適化推進委員

推薦書（様式第1号） 又は 応募書（様式第2号）

※ 様式は、市ホームページでダウンロードするか、市役所農業委員会事務局あるいは高城総合支所産業建設課で入手してください。

◎令和6年1月開始 電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルぴったりサービスで応募ができるようになりました。（自己応募の場合）

最初にマイナポータルへのログインが必要で、その際に暗証番号（数字4桁）が必要です。マイナポータルの手続きを進める際に署名用電子証明書の暗証番号（6から16桁の英数字※4桁ではありません）が必要です。マイナンバーカードの電子証明書が有効な状態である必要があります。

過去の引越しなどの際に、役所の窓口でマイナンバーカードの情報更新を行っていない（マイナンバーカード内の住所情報が過去の住所となっている）場合や、署名用電子証明書の有効期間（5年間）切れの場合は、オンラインでの手続きはできません。

## 7 選考方法は

推薦・応募の理由、年齢、経歴等様々な点を審査し選定されます。

## 8 資格要件は

以下の要件を満たしていなければなりません。

### ～資格要件～

- ① 農業に対する幅広い見識があり、農業委員会の所掌する事務を適切に行える者
- ② 都城市に住所を有する者（ただし、市外に住所を有する者であっても、市内の農地1,000m<sup>2</sup>以上を使用して営農する者は、市内に住所を有する者とみなす。）
- ③ 都城市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- ④ 都城市的職員でない者

### ～欠格要件～

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

＜お問い合わせ＞

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号

都城市役所 農業委員会事務局

TEL 23-7868